

厚生年金基金制度の改正～法施行から1年を振り返る～

厚生年金基金制度の見直し法が施行されてから1年が経過しました。この1年間で基金の方針に関する意思決定は急速に進んだようです。また、年金財政は大きく改善しています。

制度見直しのポイント

今回の年金ニュース解説では、昨年4月に施行された厚生年金基金制度見直しについて、その後の状況等を振り返ってみたいと思います。

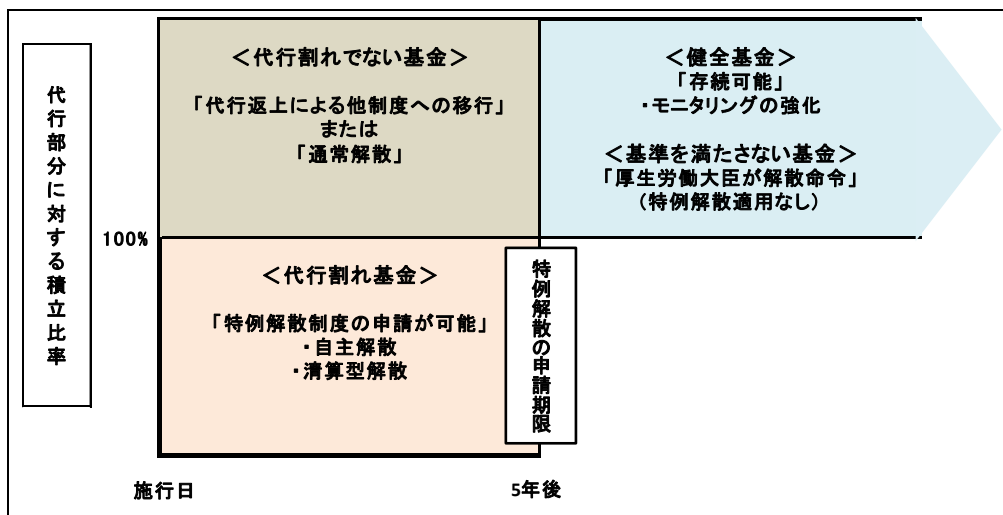
最初に、基金制度見直しのポイントを再確認します。主なポイントは以下の4点でした(図表1)。

- ① 法の施行日(2014年4月1日)以後は、厚生年金基金の新設を認めない。
- ② 施行日から5年間の時限措置として特例解

散制度を見直す。分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。

- ③ 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。

図表1: 基金制度見直しのプロセス



(出所)野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

- ④ 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

これらのうち既存の基金にとって特に影響が大きい項目は②と③です。

まず②について、「特例解散制度は施行日から5年間の時限措置」になりますので、代行割れの状態にある基金が特例解散を選択する場合には、その間に申請しなければなりません。

また、③については、「5年経過後に一定の基準を満たさなければ解散命令もあり得る」ということですので、存続を志向する基金はこの基準を満たし続ける必要があります。多くの総合基金にとってはかなり厳しい制約になるものと思われます。

解散・代行返上の状況

厚生労働省では、毎月「厚生年金基金の解散・代行返上の状況」を公表しています。図表2はその資料を基に、基金数の推移を内訳別にグ

ラフにしたものです。

まず、基金数合計は、は2014年3月末の531基金から2015年3月末の444基金まで87減少しました。減少数の内訳は、解散が74基金(うち特例解散は28基金)、代行返上が13基金です。

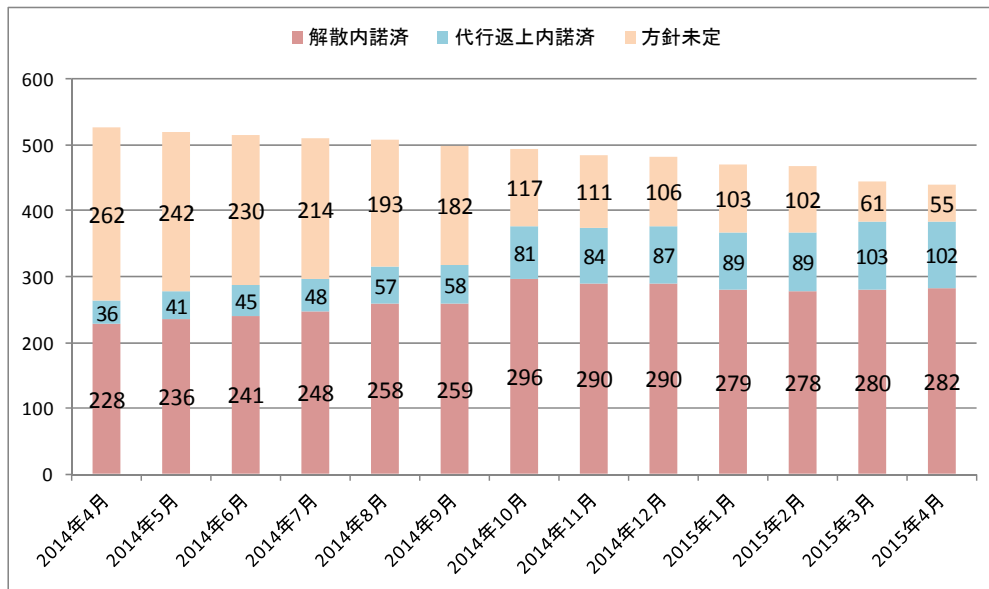
次に、存続基金の内訳を見てみましょう。

存続している基金のうち、「解散内諾済の基金」と「代行返上内諾済」の基金数が急激に増加しています。

特に9月から10月にかけて、解散内諾済・代行返上内諾済が一気に増えたことが読み取れます。これは9月の決算代議員会で、多くの基金が解散または代行返上の方針を決議したためだと推測されます。

この結果、存続可能性を残している基金の数は、2015年3月末で61、2015年4月末で55まで減少しています。1年前の2014年4月時点では262の基金が方針未定でしたので、この1年間で基金の存続に関する方針決定が急速に進んだことがわかります。

図表 2: 厚生年金基金数の推移



(出所)厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

なお、厚生労働省の資料によるとこの3月末時点で方針未定の61基金のうち、解散または代行返上予定が28基金、存続予定基金が20基金とのことです。

この1年間を振り返ると、多くの関係者の予想を上回るスピードで基金の意思決定が図られたと言えるのではないのでしょうか。

厚生年金基金の財政状況

先日、筆者が以前に指定年金数理人を務めていたある厚生年金基金の常務理事から「とうとう代行割れを解消しました」という連絡をもらいました。一時期は財政悪化に苦しみ、給付減額等でも苦労したことを思い返すと、感無量の思いがあります。

この基金に限らず、ここ数年の好調な運用実績により厚生年金基金の財政状況は改善傾向にあります。

図表3は厚生労働省が公表している「厚生年金基金の財政状況等」を基に作成したものです。

2014年3月末時点で代行割れ基金数は102であり、全基金に占める割合は19.2%です。2012年3月末時点では約半分の基金が代行割れをしていましたので、厚生年金基金全体では財政は大きく改善したと言えるでしょう。また、代行割れしている金額の合計も、2012年3月末では約1兆1千億円あったものが、2014年3月末には3,709億円まで減少しました。

このように基金財政が改善していることも、解散や代行返上に関する基金の意思決定を後押ししているのかもしれませんが。

2015年度の運用も好調であったことを踏まえると、基金の財政状況はさらに改善している可能性があります。代行割れが解消して解散時の負担が無くなったり、解散時の分配金が増加するなど、基金にとってはプラスの影響が期待されます。

後継制度の設立

報道によると、解散や代行返上後に後継制度

図表3: 厚生年金基金の財政状況

	2011年 3月末	2012年 3月末	2013年 3月末	2014年 3月末
修正総合利回り(%)	▲ 1.00	1.33	12.21	10.43
①基金数	595	577	560	531
②純資産額(兆円)	17.6	16.9	17.9	19.0
③最低責任準備金(兆円)	14.8	15.1	14.5	14.3
④積立比率(②/③)	1.20	1.12	1.24	1.32
⑤代行割れ基金数	213	287	148	102
⑥代行割れ基金比率(⑤/①)	35.8%	49.7%	26.4%	19.2%
⑦代行割れ金額(合計)	6,289億円	1兆1,058億円	5,295億円	3,709億円

(出所) 厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

を設立する事例も出始めています¹。

解散・代行返上後に、上乘せ部分をどのように維持・再建するかは、各基金にとっての大きな課題になると思われます。

上乘せ部分を維持するために最もスムーズな方法は、代行返上してDBに移行することだと言えます。しかしながら、その場合は厚生年金基金の全事業所がDBに移行する必要があります。そのためDBへの移行に同意しない事業所が存在する場合は、代行返上は難しくなるため、「一部事業所のDB移行」をどのような仕組みで行うかが課題になります。

厚生労働省の資料では、一部事業所のDB移行の方法として、次の4つのパターンが挙げられています²。

- ①一部事業所が任意脱退し、残りの事業所が代行返上してDB実施事業所となる。
- ②先にDBに移行したい一部事業所が直接DBへ移行する(権利義務の移転)。
- ③DBを実施する予定の事業所とそれ以外の事業所に基金を分割したうえで代行返上する。

④解散し、DB実施予定事業所の残余財産をDBに交付し、移行する。DB側では、分配された残余財産をもとに給付を行う。

これらの4つの方式のうち、基金制度改正に伴い新設された仕組みは④です。

④の方式の特徴は、DB制度の給付設計の自由度が高いということです。代行返上やDBへの権利義務の移転を行う場合は、移行後の給付設計は基金の制度を引き継ぐのが原則であり、引下げを行う場合は給付減額にあたるため同意の手続きが必要になります。

それに対して、新設された④の方式の場合は「基金の給付に係る権利義務は承継されない」仕組みです。つまり、DBの給付設計は自由であり、基金の制度よりも給付水準が下がったとしても減額にはあたりません³。

この点を踏まえると、上で述べた4つの方式のうち、最も活用しやすいのは④ではないかと思われます。各基金では、この方式を軸にしてDBへの移行方法を検討することになるだろうと思います。実際、今回報道されている事例を見ても、複数の基金が④の方式を利用しているようです。

弊誌の記事はバックナンバーも含めてホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集: 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所、野村総合研究所

発行: 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991

FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

— 次号のお知らせ —

次号は

7月13日(月)

発行予定です。

¹ 年金情報 No.677(2015.05.18),No.678(2015.06.01)

² 第3回社会保障審議会企業年金部会(平成26年3月18日) 参考資料1

³ ④の場合、残余財産を交付する先は、既設DBであっても新設DBであっても良い。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合は、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会